

**バーゼル銀行監督委員会による報告書**  
**「バーゼルⅢ改革の影響と効果に関する評価」**  
**(2022年12月14日公表)**

**エグゼクティブ・サマリー（仮訳）**

1. 2009年より、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、2007年から2009年にかけての世界金融危機に対応して、一般に「バーゼルⅢ改革」と呼ばれている、銀行の規制、監督、およびリスク管理の強化を目的とした一連の新しい規制基準の策定を開始した。その規制改革は、銀行セクターの強靱性や、金融・経済ストレスによるショックの吸収能力を向上させることを通じて、金融セクターから実体経済への波及リスクの軽減を図るものであった。これまでに実施された改革には、自己資本およびリスクベースの最低資本要件の定義の見直し、リスクベースの資本要件を補完するための最低レバレッジ比率要件、ならびに流動性カバレッジ比率（LCR）および安定調達比率（NSFR）の2つの流動性要件が含まれる。
2. 本報告書は、バーゼルⅢ改革の影響と効果について、バーゼル委による初めての包括的評価を提示するものであり、規制改革の実施以降、銀行セクターの全体的な強靱性が改善したことを示唆している。さらに、分析結果は、バーゼルⅢ改革の影響をより大きく受けた金融機関においてより改善されたことを示しており、規制改革が強靱性向上の重要な原動力であったことを示唆している。また、規制改革の影響をより大きく受けた銀行では資本コストもより大きく低下しており、強靱性の向上は銀行の資本コストを犠牲にしたものではなかった。一方、当初の普通株式等Tier1（CET1）比率やLCRが低い銀行ほど、貸出の伸びが小さかったという堅固なエビデンスは得られず、いくらかの示唆にとどまった。規制改革の全体的な意図は、銀行システムを強化し、金融システムの他の部分へのリスクの波及を軽減することにあつたため、本報告書は、マーケット・ベースのシステムミック・リスク指標についても分析し、規制改革の実施後に改善が見られたことが示された。
3. バーゼルⅢ改革は、資本と流動性に関する複数の最低要件を含む、多面的なものであることから、本報告書は、規制改革の様々な要素の間の相互作用を調査し、規制の複雑性を検証している。本報告書では、規制の枠組みに重複する要素があることによる悪影響は受けていないと結論付けている一方、枠組み内での複雑性は増大したことが認識されている。また、本報告書では規制改革の潜在的な負の副次的効果について十分なエビデンスは確認されていない。
4. 本報告書の評価の対象は、2019年までに実施されたバーゼルⅢ規制に限定されている<sup>1</sup>。また、規制改革の間接的な効果や、その他の潜在的な外部性（改革が市場仲介に及ぼす影響など）の実証分析は、評価の対象に含まれていない。本報告書で提示されているエビデンスは、バーゼル委が収集している個別銀行レベルのデータを、

---

<sup>1</sup> 本レポートのセクション10における複雑性に関する探索的分析では、2023年1月1日から発効するバーゼルⅢ最終化パッケージ全体、すなわち2017年12月に最終化された基準を考慮に入れている。

マーケットやマクロ経済に関する追加的なデータによって補強したものに基づいている<sup>2</sup>。また、潜在的な副次的効果を評価するため、定性的分析、バーゼル委メンバーおよびオブザーバー組織のサーベイ、および学術研究や各法域における研究から得られた既存のエビデンスが考慮されている。本報告書は、規制改革の導入直後からの影響を評価するため、主に2019年までの期間を対象としているところ<sup>3</sup>、当該期間はほとんどの法域が、低金利と緩和的な金融政策を背景に広く安定的な経済状況下にあり、国ごとに異なるマクロ経済環境といった情報を織り込むものとはなっていない。本報告書で使用された実証的手法は、一般的なトレンドや様々な代替的解釈を勘案しつつ、上述したような効果を明確に特定することを目的としている。

5. 本報告書は、バーゼルⅢ改革の影響を評価した3つ目の報告書である。バーゼル委は2021年7月に、これまでに実施されたバーゼルⅢ改革が、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行を受けて、意図したとおりに機能しているかどうかについての暫定的な評価を示す報告書を公表した<sup>4</sup>。また、2022年10月には、資本および流動性バッファの使用可能性や、バーゼルの枠組みにおける潜在的なシクリカリティの原因に関して、いくつかの検証点に関する分析結果を公表した<sup>5</sup>。これら2つの初期の報告書とともに、本報告書では、より広範な視点に基づき、バーゼルⅢ改革の実施後における詳細な分析を示している。

## 銀行の強靱性とシステミック・リスクに関する結果

6. バーゼルⅢ改革には、銀行の損失吸収力を強化するための、自己資本およびリスクベースの最低資本要件の定義の見直しが含まれている。これは、CET1およびその他Tier1 (AT1) の適格要件に係る明確な基準による資本調達手段の標準化により実現されている。
7. バーゼルⅢ改革の公表以降、銀行のCET1比率は大幅に上昇している。規制改革の実施によってより大きな影響を受けた銀行のCET1比率はより大きく上昇しており、これは資本要件の改革の意図と整合的である。バーゼルⅢの目的に適う形で、こうした自己資本比率の改善は、エクスポージャーやリスクアセットの削減ではなく、銀行システムの自己資本の大幅な増加を通じて達成されている。なお、本報告書は、AT1の損失吸収能力に関する頑健な実証的結論には至っていない。
8. レバレッジ比率に関しては、分析の結果は、ほとんどの銀行において、リスクベースの資本要件を補完・補強するという、新たな要件の役割と整合的であった。リスクベースの自己資本比率と同様に、レバレッジ比率も平均して上昇している。これ

---

2 バーゼル委のデータ収集は、バーゼルⅢモニタリング作業に伴う半年ごとのデータ収集と、監督上の報告システム (SRS) からのデータ収集で構成される。

3 報告書では、可能な限り、各章の序文において2019年以降の期間に関する記述的データも提示している。

4 バーゼル銀行監督委員会「Early lessons from the Covid-19 pandemic on the Basel reforms」、2021年7月

5 バーゼル銀行監督委員会「Buffer usability and cyclicity in the Basel framework」、2022年10月

は主に、Tier1（CET1およびAT1）資本の増加によるものである。また、分析では、2014年および2017年のレバレッジ比率基準の見直しにより、会計基準の異なる法域間でのレバレッジ比率の比較可能性が高まったことも示されている。

9. 自己資本基盤の改善に加え、銀行の流動性ポジションも改善しており、これは、銀行が高品質の流動資産（適格流動資産：HQLA）を増やした一方で、不安定な短期資金調達への依存を減らしたことによるものである。また、規制改革の導入時にLCRの不足幅がより大きかった銀行のLCRは、その後において、不足幅がより小さい、または不足していなかった銀行よりも上昇している。さらに、銀行は、所要安定調達額（RSF）よりも利用可能な安定調達額（ASF）を増やすことで、NSFRで計測される資金調達プロファイルの全体的な安定性も高めている。規制改革の導入時にNSFRの不足幅がより大きかった銀行のNSFRは、不足幅がより小さい、または不足していなかった銀行よりも上昇した。これは、一般的な市場のトレンドを考慮に入れたうえで、LCRとNSFR要件が流動性の増加を促したことを示唆している。
10. 全体として、本報告書では、規制改革と資本基盤・流動性ポジションの改善とが同時期に起きていることを確認しており、これは、自己資本比率や流動性比率が最も脆弱な銀行において顕著である。さらに、規制改革当初の自己資本比率が低かった銀行において、マーケット・ベースの強靱性指標がより大きく改善しており、これは、こうした観察された効果がこれらの規制改革に関連していることを示唆している。
11. バーゼルⅢ改革は、銀行セクターにおけるシステムック・リスクを広範に削減することも目的としている。バーゼルⅢの資本・流動性規制改革の実施により、銀行セクターのシステムック・リスクに関するマーケット・ベースの指標は改善しており、個別銀行のストレス事案に対する金融システムの脆弱性も低下している。さらに、より高水準のリスクベースの自己資本比率やレバレッジ比率が、システムック・リスクの低下と関連している。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対するより厳しい資本要件は、市場が認識するシステムック・リスクの水準を引き下げているというエビデンスがある。全体として、バーゼルⅢ改革の目的である銀行の資本基盤の強化は、ストレス下にある銀行間の負のフィードバック効果を抑制し、実体経済への負の波及効果を抑制することを示唆している。

## 銀行の貸出と資本コストに関する結果

12. 全体として、本報告書では、バーゼルⅢ改革の負の副次的効果についての十分なエビデンスを見出していない。分析では、バーゼルⅢ規制を遵守している銀行では、負債と資本双方の調達コストが低下したことが示されている。こうした低下は、当初の自己資本比率がより低い銀行で顕著であり、これは、市場参加者が、銀行が資本市場にアクセスする際のコストを引き下げるという形で、バーゼルⅢ規制による銀行のリスク低減を認識したことを示唆している。
13. 実体経済への貸出に関しては、当初のCET1比率やLCRがより低い銀行において、他の銀行よりも貸出の伸び率が低かったという堅固なエビデンスは得られず、いくら

かの示唆にとどまった。同時に、銀行貸出の全体的な水準はほとんどの法域で増加している。このことから、当初の規制上の比率が低い銀行の貸出が規制改革によって制約された可能性はあるものの、規制改革が経済全体への信用供給を阻害したという兆候はみられない。

## バーゼルⅢ規制の枠組みにおける相互作用および複雑性に関する結果

14. バーゼルⅢの枠組みは、資本と流動性の双方に関して複数の要件を課す多面的な枠組みである。金融安定理事会（FSB）による破綻処理の枠組みの採用は、バーゼルの枠組みの外側で、別の損失吸収力をもたらした。本報告書では、これら複数の要件について、その相互作用や、銀行の強靱性と貸出に与える影響についても検証している。
15. 本報告書の様々な分析では、リスクベースの自己資本とレバレッジ比率の要件は、それぞれ異なる景気循環の局面およびビジネスモデルを勘案したものであり、異なる種類のリスクを捕捉している点に鑑み、相互を補完していることが示唆されている。資本と流動性規制の枠組みの相互作用に関する分析では、一部重複する要素が認められたものの、双方の規制が異なる方法で銀行の強靱性を向上させていることが明らかになった。さらに、LCRとNSFRの間の相互作用の分析では、双方の流動性要件とも銀行の強靱性の向上に寄与している一方、どちらか1つの比率を増加させることによる強靱性への限界的なメリットは、他方の比率も増加したときには抑制されることが示されている。
16. バーゼルⅢと破綻処理の枠組みの間の相互作用の分析は、世界金融危機以降に破綻した大手銀行の数が極めて少ないことや、総損失吸収力（TLAC）調達手段を有する銀行の数が限られていたことから、主に定性的情報とケーススタディに焦点を当てている。本報告書では、この相互作用が潜在的な危機のコストの削減を通じて、どのように金融システムの強靱性を強化しているかについて論じている。
17. バーゼルⅢを通じて導入された、より精緻で多面的な枠組みは、銀行の強靱性を向上させることで様々なリスクに対処するものであるが、規制の複雑性の増大という側面を伴っている。本報告書は、銀行の強靱性を維持しつつ規制の複雑性を軽減できるか否かについての評価は行っていない。

以 上